

短期入所サービス利用の留意事項

短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、連続した利用は30日までと制限されています。

※平成27年度の介護報酬改定により、連続30日を超えて同一の短期入所生活介護事業者においてサービスを利用している利用者については、減算の規定が設けられました。

また、介護支援専門員は、居宅サービス計画において短期入所サービスを位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用日数が、要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条の21)

しかし、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置づけることも可能であるとされています。

特に必要と認められる場合とは

①連続30日を超える利用の例

- ・介護者の病気等で、一定期間介護者が不在になるが、状況回復により自宅に戻る場合
- ・入所、入居日等が決定しているが、短期間の待機があり、なおかつ自宅に戻ることが不可能な場合 等

②有効期間の半数を超える利用の例

- ・調整しながら利用していたが、結果的に半数を超てしまう理由があった場合。
- ・入退院等で環境の調整が必要だった場合 等

藤岡市では、介護給付適正化の観点から、要介護認定の有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する場合は、特に必要である理由を申し出ていただくことにしています。

①必要な書類は次のとおりです。

a 要介護認定の有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用に関する理由書

b 居宅介護サービス計画書第1、2、4表の写し

②提出時期

居宅サービス計画に有効期間の半数を超える利用を位置付けたとき

③要介護認定の有効期間が12カ月を超えている場合は、累積利用日数が6カ月を超える毎に提出してください。

なお、連続30日を超えて短期入所サービスを利用する場合の理由書の提出は必要ありませんが、サービス担当者会議で必要性を検討したうえで、記録を整備しておいてください。